

白浜町観光パンフレット作製業務仕様書

1. 業務名

白浜町観光パンフレット作製業務

2. 目的

昨今の観光ニーズの変化を踏まえ、最新の白浜町の観光コンテンツを集約して分かりやすく掲載し、広く白浜町のPRを行うことで、地域の活性化や来訪者数の増加及び周遊性を高めることを目的とする。

また、パンフレットの外国版（英語版／韓国語版／中国語版（簡体字・繁体字））を作製し、近年増加するインバウンドにも対応可能なものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

※履行期間については、繰越承認を受け次第、変更契約をする予定である。なお、繰越承認後に変更する履行期間日終了日は令和8年12月25日を予定している。

4. 納入場所

白浜町役場観光課観光商工係（和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地）

5. 業務内容

(1) 企画・編集

① 以下の企画にて作製すること。

【白浜町観光パンフレット日本語版】

作製種類	パンフレット2種（詳細版／概要版）
大きさ	各種提案による
総ページ数	各種提案による
紙質	各種提案による

※概要版は詳細版の内容を簡潔にまとめたものとする。

【白浜町観光パンフレット多言語版】

作製種類	パンフレット4種（英語版／韓国語版／中国語版（簡体字）／中国語版（繁体字））
大きさ	各種提案による
総ページ数	各種提案による
紙質	各種提案による

② 企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作製、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット作製に必要な全ての作業を実施すること。

③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手すること。
この場合、第三者から資料等を入手するときは、著作権の譲渡を受け、かつ、著作

者人格権が無期限に行使されない措置をとること。なお、季節、自然状況等の関係で入手不可能な資料等については、発注者が提供する資料等を可能な範囲で使用する事ができる。

- ④ パンフレットのタイトルを提案すること。
- ⑤ ターゲット層を20代から40代の女性層として、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙や内容等を工夫すること。
- ⑥ 写真やデザインに関しては被写体に人物を可能な限り使用し、観光客及び来訪者の滞在促進や周遊性の向上につながる構成を含めて作製すること。
- ⑦ 現行の観光パンフレットにはない独自性のある提案を行うこと。また、完成後は、多くの方に見てもらえるようなPR方法を提案すること。
- ⑧ 上記項目のほか、自由な発想で作製すること。

(2) 多様な意見聴取

作製にあたっては、調査・整理した白浜町の観光情報を踏まえつつ、多様な関係者等と意見交換を行い、多角的な視点による意見聴取ができるよう工夫し、内容に反映すること。関係者等との連絡調整を適宜行い、聴取及び交換した意見の取りまとめを行うこと。

(3) 作製

作製にあたっては、以下の点に留意すること。

① デザイン・レイアウト等

ア 表紙は読者の興味を喚起するよう工夫すること。

イ 昨今の観光トレンドを重視し、白浜町に訪問してみたい気持ちを湧き立たせ、かつ、訪問者自らがSNS等で発信したいと思えるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載すること。

ウ 地図やイラストを効果的に用いて、観光スポットや公共施設等の位置関係を明示し、町内での周遊性を高めるものとする。なお、地図、イラスト等の挿入、作製、使用等に係る経費は全て受注者の負担とする。

エ 自家用車だけでなく、公共交通機関や自転車等でのアクセス方法を提示し、観光客及び来訪者のアクセスの幅を広げるような内容を掲載すること。

② 台割（構成）・原稿作製等

ア 台割（構成）、ページ毎のコンテンツ及びコンテンツレイアウトの案を作製すること。個々の掲載スペースの大きさについては、特に指定しない。本事業の目的に合わせて受注者が提案し、発注者と協議の上、決定する。

イ 原稿の作製にあたっては、掲載施設に関する情報を受注者が各施設に直接確認すること。掲載内容は最新かつ最適なものとする。

ウ その他、変更の必要等が生じた場合には、速やかに発注者と協議、調整を行うこと。

③ 掲載許可及び掲載写真データの取得と掲載内容の確認

ア 掲載予定施設等への掲載可否の確認や取材は受注者が行うこと。

イ 掲載写真、素材については、発注者から提供可能なものを除き、全て受注者が許可を得て撮影等を行うこと。これに係る経費は全て受注者の負担とする。

(4) 校正

- ① 名称、電話番号、URL及び住所は特に事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。
- ② 校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとする。

(5) 納品

受注者は、以下のデータを作製し、電子媒体で納品すること。

① PDFデータ

ア 低解像度PDFデータ（ホームページ掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷をしても判別可能であること。

- ・単ページ（全ページ結合したもの）
- ・単一ページ（1ページ毎に独立したもの）
- ・見開きページ（2アップ・全ページ結合したもの）

イ 高解像度PDFデータ

画像解像度300dpi以上とし、できるだけ高解像度であること。

- ・単ページ（全ページ結合したもの）
- ・単一ページ（1ページ毎に独立したもの）
- ・見開きページ（2アップ・全ページ結合したもの）

② レイアウトデータ

AdobeInDesignもしくはAdobeIllustratorで作製した再編集可能なレイアウトデータとすること。

③ 中間生成物データ

作製に使用した全ての写真、図表、イラスト等のデータ

6. 業務実施体制等

(1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務の実施にあたっては、本業務を統括し、白浜町から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び白浜町との意思疎通に努めること。

7. 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

8. 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ① 白浜町は、本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等

を本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。

② 受注者は、本業務に関し、白浜町から受領し、又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を白浜町の許可なく公表し、又は使用してはならない。

③ 受注者は、本業務により知り得た白浜町、町民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

(3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後又は契約解除後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

9. 権利の帰属

(1) 本業務で作製する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利をいう。）その他一切の権利は、成果品の引渡しをもって白浜町に譲渡されるものとし、受注者は当該業務に関係する事項に関して著作権法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。

(2) 本業務で作製した中間生成物を含めた知的創造物について、白浜町は受注者に何ら断りなく二次利用することができる。

(3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、受注者が従前から所有していた写真を使用する場合も前記のとおりとする。

(4) 本業務で作製する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、白浜町は一切関知しない。

10. その他

(1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。

(2) 発注者への著作権等の譲渡及び受注者の著作者人格権不行使に係る一切の費用は、契約書に示す委託料に含まれるものとする。

(3) 成果品が他者の所有権、知的財産権、著作権及び肖像権を侵すものでないこと。

(4) 取材、作製に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）

(5) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。